

令和3年度第4回 徳島地方最低賃金審議会 議事録

1 開催日時等

開催日時 令和3年8月5日（水）16時10分～16時43分
開催場所 ザ・グランドパレス3階グランドルーム

2 出席者

（公益委員） 関口委員 段野委員 佐野委員 撫養委員 端村委員
（労側委員） 川口委員 山本委員 三木委員 賀川委員 恵島委員
（使側委員） 平島委員 中村委員 天野委員 小林委員 藍原委員

3 議題

- （1）徳島県最低賃金改定に係る審議
- （2）その他

4 議事

関口会長

委員の皆様、お待たせいたしました。

それでは、本年度第4回徳島地方最低賃金審議会を開会いたします。

事務局は、委員の出席状況を報告してください。

事務局（室長）

本日の審議会の成立の可否についてですが、最低賃金審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、審議会全委員の3分の2の10名、又は各側委員の3分の1の各2名以上の出席で成立することとなっております。本日は15名の委員にご出席いただいております、審議会が成立しておりますことをご報告いたします。

また、本日の審議会は、徳島地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき公開しており、5名の方から傍聴の申し込みを受けており、5名の方が傍聴されております。

また、本日はマスコミ関係者も傍聴いただいております。

以上です。

関口会長

本日の審議会は、お手元の次第により進めさせていただきます。
まず、最初に、議事録の署名人を指名させていただきます。
議事録署名人は、私と、労側は川口委員、使側は平島委員にお願いしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。
それでは、次第の1の「徳島県最低賃金改正決定に係る審議」に移ります。

関口会長

徳島県最低賃金につきましては、専門部会を3回開催し、慎重に審議を進めてまいりました。

先程の第3回専門部会において審議会に対する部会報告を取りまとめたところですが、専門部会においては残念ながら全会一致に至らず、採決による結審となりました。

事務局は、お手元に配付されている専門部会報告を代読してください。

事務局（指導官）

令和3年8月5日

徳島地方最低賃金審議会 会長 関口 寛 殿

徳島地方最低賃金審議会 徳島県最低賃金専門部会 部会長 関口 寛

徳島県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年7月2日、徳島地方最低賃金審議会において付託された徳島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月4日発効の徳島県最低賃金（時間額796円）は令和元年度の徳島県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

徳島県最低賃金の改正決定に当たり、最低賃金の引き上げによる企業経営への影響が憂慮されることから、当専門部会は、政府に対し、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための最大限の支援や申請手続きの簡素化、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。

なお本件の審議に当たった専門部会の委員の読み上げは省略させていただきます。

続きまして別紙1を読み上げます。

徳島県最低賃金

- 1 適用する地域
徳島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金
1時間824円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

別紙2の読み上げは省略させていただきます。

関口会長

ただ今の専門部会報告は、専門部会において意見の一致が得られなかったことから、公益委員としての見解を提示させていただき、過半数の議決を得て専門部会報告としたものであります。

事務局は、お手元に配付されている公益代表委員見解も代読してください。

事務局（指導官）

令和3年度徳島地方最低賃金審議会公益代表委員見解

1 全会一致での結審を目指し、努力をしてみりましたが、残念ながら、労使間の意見の隔たりが大きく一致には至りませんでしたので、公益代表委員としての見解をお示します。

2 本年度の県最賃の改正につきましては「現行額（796円）から、28円引上げ、改正額824円」とするべきとの判断に至りました。

3 労使それぞれの主張について、累次の真摯な議論が展開され、十分審議を尽くしたところです。

まず、今年度は、昨年度と同様に新型コロナによる影響を考慮した議論とならざるを得なかったことは、公・労・使の一致する認識だと思っています。今年度の目安額は過去最大の上昇額となっており、賃金支払能力等を勘案すれば使用者にとって負担は小さくないと考えるものの、目安額制度に沿って格差の解消等に取り組んできた過去からの継続性を重視し、上記2のとおり結論となりました。

4 労使代表委員の意見に鑑み、公益代表委員としては、政府に対し、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための最大限の支援や取引条件の改善等に引き続き取り組むよう強く要望することを付帯します。

5 今後、中賃の目安額の決定での過程について、透明性の高い説明を強く要望します。

関口会長

ありがとうございます。

本審におきましては、この専門部会報告についてご審議いただき、結論を得たいと考えています。

それでは、労側、使側を代表して、それぞれ専門部会報告についてご意見を申し上げます。

川口委員

労側を代表しまして、専門部会を経て答申が出されましたが、今回は目安が28円というところでありました。厳しい環境の中でご判断をいただきました公益委員の方、また使用者側委員の方に感謝を申し上げます。

関口会長

ありがとうございました。では使側から申し上げます。

平島委員

県内の厳しい企業の経営状況を訴えながら協議をしてみましたが、その願いが叶わず28円という大変大幅なアップという結果になろうとしております。現在の状況が長引けば雇用崩壊が現実になると思っております。28円アップになれば、本来最賃が守ろうとするべきものが雇用崩壊や事業存続放棄という形で悪い要因になるのではないかと、それがいちばん心配しているところでございます。それと、私は初めてこの委員をさせていただきましたが、この協議の中で目安28円ありきという、このシステム自体に虚しさを感じ、これでいいのかという疑念を持ったところでございます。

以上です。

関口会長

ありがとうございました。

平島委員

すみません、よろしいでしょうか。

我々3人は先ほど審議させていただきましたが、2名審議に加わっていないので採決にあたっていろいろ質問したいこともあります。よろしいでしょうか。

関口会長

はい。

天野委員

ご苦労様です。みなさん本審でいろいろ協議してくださり、その結果が28円アップということになりましたが、協議に参加していない者として、全国で28円プラスというのはどういう根拠で28円という数字が出たのか、どうして全国一緒なのかということをお聞きしたいです。コロナで、私も経営的に苦しいので雇用調整助成金の手続きをしに参りましたが、「徳島はコロナの人数が多く出ずに、皆さん頑張っていますよね。」と事務局の人に言いましたら、「いっそ出たほうが良いですよ。そうしたら蔓延防止とか緊急事態宣言になれば国からの援助がずいぶんと違います。経営者の方は手厚い援助をしてもらえます。」と言われたとき、頑張っているでもそういうことなのかと思いました。そして今回28円アップということですが、東京のほうでは緊急事態宣言が出ています。大企業は大変でしょうが、個人でやっている所などは毎日の収益よりも援助される金額が多かったから、従業員と一緒に旅行に行ったとか、そういうお話を聞きます。徳島はとても頑張っていたと思います。人と会わずコロナにならないようにいろいろなことを頑張っていたと思いますが、そこにはそんなに援助をいただけず、苦しいところに28円アップというのはおかしくないのかと思っています。

私のところは製造業ですが、最初の原材料の調達にしましても、本州なら単価がそのままでも四国に入った途端、橋の料金が枷となって20%くらい単価が違います。その上に運送代金が加算されます。全国的に同じようにしたいとおっしゃるなら、そういう細かいところも配慮していただきたいと思っています。そういう疑問を持っているところに全国的に28円はどうしてなのかというのをお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

藍原委員

先ほど平島委員からもお話がありましたが、私も今回から参加させていた

だきまして、もともと28円ありきという議論になっているのではないかと
いうところで、地方の審議会の意味が果たしてあるのかと疑問を感じておりま
す。天野委員から製造業のお話がありましたが、私は観光事業ということで
前回もお話させていただきました。当社的にはコロナ関連の受託事業でいろ
いろな業務をさせていただいていますのでなんとか耐えている状況です。飲
食店さんなどの関連支援事業をさせていただいているなかで、例えばタクシ
ーや代行などの飲食店関連のところは、本当に悲鳴が聞こえてきます。東京
は手厚い支援金がありますが、徳島には政治的支援が少ないと思っております。
飲食店の関連事業所への支援は前年の売上げ、前々年の売上げの50%を
切っていなければ申請しても意味がないといった状況です。申請しても法人
で40万円、個人で20万円というのは非常にしんどいと悲鳴のように聞こえて
きます。当社が制度を作っているわけではありませんが、クレームを受ける
状況が続いています。前年・前々年の売上が50%減少の条件で500件申請があ
りましたが、50%以下のところはもっとあります。そういった所からのクレ
ームがあり、それが1年以上続いている状況のなかで人件費28円アップとい
うのは本当に死活問題といたしますか、事業の存続が厳しいのではないかと
思います。

今回私は飲食店さんやいろいろなサービス業さんの代表のつもりで参りま
した。ぜひとも公益代表のみなさまは生産性向上のための最大限の支援を要
望するというように書いていただいておりますので、サービス業さんや観光
関係の方たちが来年もきちんと存続できるように、そういった支援をぜひと
も要望していただけるようお願いしたいと思います。

関口会長

ありがとうございました。労側の方は。

三木委員

専門部会に参加された皆様、ご苦労様でした。

地域間格差解消の面からも目安以上の改正額は必要であります。しかし使
側の方がおっしゃるとおり、支援をお願いしながらコロナ禍の大変厳しい状
況の中で28円ということで満足しております。

以上です。

関口会長

ありがとうございました。

そうしましたら、先ほど天野委員からご質問があった件ですが、目安額28円はなぜかということにつきまして、これは中央最低賃金審議会によると、目安小委員会における公益見解のなかで、前回第3回の本審で配布された資料で説明されていたかと思います。ただその内容がどうしてこうなっているのか、論理的な一貫性があるのかということにつきましては、いろいろな方面から異議が出されていると思います。徳島地方最低賃金審議会の専門部会におきましても、そういった意見が出されたところです。ただしその説明につきましては中賃の公益がすることでありまして、徳島の地方最低賃金審議会においては、それを参考にしながら最終的に審議をすることになっております。ですので、当審議会としましては方式に沿って決行したという次第であります。全国一律がなぜかということにつきましても、新聞報道で読んだので正しいかは分かりませんが、格差是正のためには全国一律が望ましいという見解でそうなったという説明をされていたと思います。

事務局（室長）

支援等の要望ですが、公益見解に決議として盛り込んでいますが、それ以外の支援について、今後審議会として中賃や厚生労働省に要望を上げていきたいということが専門部会でまとまっております。そういった方向で、最初に申しあげました中賃の決め方をはっきりと、誰にでもわかりやすい説明をするということも上げていこうということに決めて、引き続き審議を続けることになっております。

以上です。

関口会長

本審の委員から、ご質問やご意見などありますか。

それでは、本審議会として、専門部会報告の内容で答申することについて採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

事務局は、手続きを説明してください。

事務局（室長）

採決は、最低賃金審議会令第5条第3項に基づきまして、会議に出席していただいた委員のうち、会長を除いた出席委員の過半数をもって決することとなっております。なお、可否が同数の場合につきましては、会長の決するところによるとなっております。

関口会長

それでは、本審議会として、専門部会報告の内容で答申することについて採決を行います。

この専門部会報告に、賛成の委員の方、挙手をお願いいたします。
(9名が挙手)

反対の委員の方、挙手をお願いいたします。
(5名が挙手)

賛成が9人、反対が5人です。

出席委員の過半数の賛成となっておりますので、専門部会報告の内容をもって労働局長あてに答申させていただきます。

事務局は答申文(案)を配付してください。

事務局は答申文(案)を代読してください。

事務局(指導官)

代読させていただきます。

令和3年8月5日 徳島労働局長 伊藤浩之 殿

徳島地方最低賃金審議会 会長 関口 寛

徳島県最低賃金改正決定について(答申)

当審議会は、令和3年7月2日付け徳労発基0702第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月4日発効の徳島県最低賃金(時間額796円)は令和元年度の徳島県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

徳島県最低賃金の改正決定に当たり、最低賃金の引き上げによる企業経営への影響が憂慮されることから、当審議会は、政府に対し、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための最大限の支援や取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。

続きまして別紙1でございます。

徳島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
徳島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金
1時間824円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり

別紙2につきましては読み上げを省略させていただきます。

関口会長

ただ今の答申文でよろしいでしょうか。
それでは、労働局長あて答申いたします。

(労働局長へ答申文交付)

以上をもちまして、徳島県における地域別最低賃金改正決定に係る審議をひとまず終了いたします。

ここで、伊藤局長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

伊藤局長

ただ今、関口会長より答申をいただきました。誠にありがとうございます。

本年度の徳島県最低賃金につきましては、7月2日の諮問以来、本日を含めて3回の本審と3回の専門部会において、慎重に審議いただいたところでございますが、その審議につきましては誠に難しい議論を尽くしていただいたものと承知をしております。

この後につきましては、手続きを踏み、本日の答申の内容に沿って、令和3年度の最低賃金を決定させていただきたいと考えております。

また、改定された最低賃金額については、一層の周知に努めますとともに、確実な履行確保が出来るように最善を尽くしてまいります。

今後とも、労働行政に対する特段のご支援をお願い申し上げ、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。

関口会長

ありがとうございました。

この後の手続きについて、事務局から説明をお願いいたします。

事務局(室長)

本日答申をいただきましたので、最低賃金法第11条第1項に基づき本答申の要旨を本日から当局掲示板に公示をいたします。

同条第2項により異議の申出期間は15日以内となっておりますので、8月20日(金曜日)が異議申し出の締切日となります。

この日程を勘案して、異議の申し出があれば、8月23日(月曜日)の午前11時から開催する第5回本審の議事とします。場所はザ・グランドパレスを予定しています。

なお、異議のご審議をいただいた場合の発効予定日は10月1日となります。

また、異議の申出がない場合でも、特定最賃の審議は行いますので8月23日(月曜日)の午前11時から第5回本審を開催しますので、よろしくお願いいたします。

関口会長

次第の2の「その他」に移りますが、何かありますか。

なければ、事務局から何かありますか。

事務局(室長)

特定最賃合同専門部会の開催についてご説明いたします。

造作材、一般機械、電気機械の3つの特定最賃につきましては、7月2日の第2回本審におきまして、改正の必要性の諮問を行い、8月23日(月曜日)午前9時30分からザ・グランドパレスにおいて合同専門部会を開催し、改正の必要性の審議を行っていただくことが決定しております。

また、専門部会の委員につきましては、7月30日付けで徳島労働局長から任命させていただいており、資料2のとおりとなっております。

特定最賃専門部会の委員にご就任されておられる委員の方につきましては、日程調整をお願いいたします。

以上です。

関口会長

ほかに何かございませんか。なければ本日はこれで閉会といたします。
ご苦労さまでした。

(閉 会)